公　示　日　：2022 年 2 月 16 日(水)
調達管理番号：　21a01141
国　　名　　：インドネシア
担 当 部 署　：経済開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム
調 達 件 名：インドネシア国熱帯荒廃草原の植生回復を通じたバイオマスエネルギーとマテリアル生産プロジェクト（SATREPS）終了時評価調査（評価分析）

1.　担当業務、格付等

（１）　担 当 業 務 ：評価分析
（２）　格　　付　　：3 号～4 号
（３）　業務の種類：調査団参団

2.　契約予定期間等

（１）　全体期間：2022 年 4 月中旬から 2022 年 6 月下旬
（２）　業務人月：現地　0.70、国内　0.50、合計　1.20
（３）　業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5 日	21 日	5 日

3.　簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

（１）　簡易プロポーザル提出部数：1 部
（２）　見 積 書 提 出 部 数　：1 部
（３）　提　　出　　期　　限　　：　2022 年 3 月 9 日(水)（12 時まで）
（４）　提　　出　　方　　法　　：電子データのみ
➢　専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）

✧　提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き（PDF/352KB）
https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

✧　評 価 結 果 の 通 知　：2022 年 3 月 23 日(水)　までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（１） 業務の実施方針等：

① 業務実施の基本方針 16 点

② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

（２） 業務従事者の経験能力等：

① 類似業務の経験 40 点

② 対象国・地域での業務経験 8 点

③ 語学力 16 点

④ その他学位、資格等 16 点

（計 100 点）

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国・地域又は類似地域	インドネシア／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

（１） 参加資格のない社等：本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めません。

（２） 必要予防接種：新型コロナウィルスのワクチン接種証明が必要です。

6. 業務の背景

インドネシア国（以下、「イ」国）は、面積約 189 万 km2（日本の国土の約 5 倍）、人口約 2.7 億人（2020 年）を有する島嶼国家である。実質経済成長率は年率 5～6%で堅調に推移してきており、2020 年には名目 GDP が 10,600 億ドル（世界 16 位）まで達し、ASEAN 加盟国中で最大の経済規模を誇っている。順調な経済発展の一方で、今後も増え続けると予測される人口に対応するエネルギーと食料の安定的供給、経済発展に取り残された地方と都市部の格差解消等、が近年の国家の課題である。加えて、世界でも最大規模と言われる温室効果ガス（GHG）排出 の削減も喫緊の課題とされており、今から約 10 年ほど前、2009 年 9 月の G20 サミットや 2009 年 12 月の COP15 において、「イ」国政府は「2020 年までに CO2 対策を講じなかった場合と比べて、2005 年比で GHG 排出量を 26%削減する。国際支援を得られれば、削減量を 41%まで引き上げ得る。」ことを表明し、石油への依存を軽減するために、代替エネルギー及び再生可能エネルギー利用の促進を政策目標として掲げ、2025 年までに、新・再生エネルギーがエネルギーミックスに占める割合を 23%にまで増やすとした（国家エネルギー審議会 2014 年 3 月）。このように経済成長と人口増加を背景に増大する電力需要の伸びに対応

する必要がある一方で、温室効果ガスの排出量が、化石燃料消費の増大や森林伐採等を背景に増加したため、2010 年代には代替・再生可能エネルギーの開発の必要性が強調されていた。

他方、「イ」国では無秩序な伐採、焼き畑農業、森林火災、大規模プランテーションなどによって失われた森林跡地の大部分で、イネ科雑草の一種であるアランアラン（Imperata cylindrica）と呼ばれる多年生植物が繁殖し、国内で 10 万 km2（日本の国土面積の 1/3 弱）に及ぶ広大な荒廃草原を形成するに至ったため、「中期国家開発計画（RPJMN2015-2019）」は、こうした生産不適地（marginal land）の生産地への転換を可能とする技術の開発を、技術開発部門の重要課題と位置づけた。当時のこうした背景のもと、「熱帯荒廃草原の植生回復を通じたバイオマスエネルギーとマテリアル生産プロジェクト」（以下、本プロジェクト）は、「地球規模課題対応国際科学技術協力（以下、SATREPS）」案件として、京都大学生存圏研究所を日本側代表研究機関、インドネシア科学院を「イ」国側代表研究機関として、5 年間の計画で 2016 年 7 月に開始された（その後、2020 年以降に新型コロナウィルスの感染が拡大したため、協力期間は 1 年延長された）。

本プロジェクトは、アランアラン荒廃草原のバイオマス生産地への転換と資源エネルギー生産を行うための技術を開発することを目標とし、ボゴール農科大学やその他研究機関と連携して、①アランアラン荒廃草原回復エコシステムの確立、②高発熱型バイオマス植物の開発、③イネ科植物を原料とした低環境負荷型木質材料の開発の技術の確立を行うものである。

今回の終了時評価では、2022 年 7 月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、終了に向けてのプロジェクト活動に対する提言、及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価６基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく評価を確認するために、必要なデータ、情報を収集・整理し、分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては、監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（１） 国内準備期間（2022 年 4 月中旬～2022 年 4 月下旬の 5 日間）

① 既存の文献、報告書等（中間レビュー報告書、事業進捗報告書、合同調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料、等）をレビューし、

プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。

② 既存のプロジェクト・デザイン・マトリックス（以下、PDM という）に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価 6 基準ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を提案する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。

③ プロジェクト関係者、JICA 等のコメントを踏まえて評価グリッドを最終化し、評価グリッドに基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P 機関、その他「イ」国側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（英文）を提案する。

④ 研究代表機関である京都大学を訪問し、プロジェクトの成果やその社会実装の見通し等について、プロジェクト専門家からヒアリングする。（他の調査団員が同行する可能性あり）。

⑤ 対処方針会議等に参加する。

（２） 現地業務期間（2022 年 5 月上旬～2022 年 5 月下旬の 21 日間）

① JICA インドネシア事務所等との打合せに参加する。

② プロジェクト関係者に対して、本調査の評価手法について説明を行う。

③ 「イ」国側 C/P に評価グリッドを説明し、そのコメントも踏まえて、事前に配布した質問票を回収、整理するとともに、プロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。

④ 収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。

⑤ 国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及び「イ」国 C/P 等とともに評価６基準の観点から評価を行い、評価報告書（案）（英文）の取りまとめに協力する。

⑥ 評価報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえた同案の最終化に協力する。

⑦ プロジェクト関係者に対する評価報告書の説明において、担当部分の説明を行う。

⑧ 協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。

⑨ 現地調査結果の JICA インドネシア事務所等への報告に参加する。

（３） 帰国後整理期間（2022 年 5 月下旬～2022 年 6 月初旬の 5 日間）

① 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を提案する。

② 帰国報告会に出席し、担当業務に係る説明を行う。

③ 終了時評価調査報告書（案）（和文）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

（１） 業務完了報告書

次の①～③を電子データにて 2022 年 6 月 10 日(金)までに提出すること。

① 評価報告書（英文）

② 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）

③ 終了時評価調査報告書（案）（和文）

9. 見積書作成に係る留意点

積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

（１） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒ジャカルタ⇒日本を標準とします。

（２） 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は 2022 年 5 月 9 日～5 月 29 日を予定しています。

本業務従事者は、JICA、他の調査団員に 1 週間先行して現地調査の開始を予定しています。

現時点で「イ」国入国時には、ワクチンを接種している場合「24 時間×５」（５日間）の隔離期間が必要ですので、2022 年 5 月 3 日出発を想定しています。ただし、隔離期間の運用は流動的であるため、出発日が変

更になる可能性があります。
参考：在インドネシア大使館からのお知らせ (emb-japan.go.jp)

② 現地での業務体制
本業務に係る調査団構成は、以下を予定しています。
ア） 総括（JICA）
イ） 評価計画（JICA）
ウ） 研究主幹（オブザーバー）（JST）
エ） 研究計画（オブザーバー）（JST）
オ） 評価分析（本コンサルタント）
注）現地に常駐するプロジェクト専門家は業務調整専門家１名ですが、調査団派遣のタイミングに合わせて、研究代表をはじめとする数名の研究者が短期専門家として現地入りし、評価の議論に参画する予定です。

③ 便宜供与内容
JICA インドネシア事務所及び業務調整専門家による便宜供与事項は以下のとおりです。
ア） 空港送迎：あり
イ） 宿舎手配：あり
ウ） 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
エ） 通訳傭上： 英語⇔インドネシア語の通訳を必要に応じて手配
オ） 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
カ） 執務スペースの提供:プロジェクトオフィス内の執務スペース提供（ネット環境完備）

（２） 参考資料
① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第一グループ第一チームにて配付します。配付希望の方は、担当部署アドレス（edga1@jica.go.jp）宛にメールを送付ください。
- 討議議事録、当初PDM、PO
- 最新PDM、PO
- モニタリングシート

② 本業務に関する以下の資料がJICAホームページ・JICA図書館のウェブサイトで公開されています。

・インドネシア共和国 熱帯荒廃草原の植生回復によるバイオマスエネルギーとマテリアル生産プロジェクト事業事前評価表
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2015_1500642_1_s.pdf
（ブラウザにこのリンクを貼り付けてください）

・インドネシア共和国 熱帯荒廃草原の植生回復によるバイオマスエネルギーとマテリアル生産プロジェクト中間レビュー調査報告書
https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000039739.html

③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア）提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」（2021 年 4 月 1 日版）」及び「情報セキュリティ管理細則（2021 年 3 月 31 日版）」

イ）提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本　文　：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

（３） その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA インドネシア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」（http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上